

令和7年 5月臨時会

綾川町議会議録

(第 2 回)

令和7年 5月2日開会

令和7年 5月2日閉会

綾川町議会

令和7年 第2回 綾川町議会臨時会会議録

綾川町告示第97号

令和7年5月2日綾川町議会議場に第2回臨時会を招集する。

令和7年 4月28日

綾川町長 前田武俊

開会 令和7年 5月2日 午前 9時30分

閉会 令和7年 5月2日 午前11時22分 (会期1日間)

第1日目 (5月2日)

出席議員 15名

1番	川崎泰史
2番	三好和幸
3番	浜口清海
4番	大西哲也
5番	森繁樹
6番	小田郁生
7番	三好東曜
8番	十河茂広
9番	植田誠司
10番	西村宣之
11番	大野直樹
12番	岡田芳正
13番	井上博道
15番	福家利智子
16番	河野雅廣

欠席議員

14番 福家功

会議録署名議員

7番	三好東曜
8番	十河茂広

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻村 育代
総務課課長補佐 田辺 由花
議会事務局書記 上原 知里

地方自治法121条による出席者の氏名

町長	前田 武俊
副町長	谷岡 学
教育長	松井 輝善
総務課長	福家 孝司
税務課長	亀山 和成
学校教育課長	岡下 進一
生涯学習課長	中津 秀之
会計管理者兼会計室長	水谷 香保里
建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長	田岡 大史
経済課長	福家 勝己
住民生活課長	中添 孝文
保険年金課長	岩鍋 裕二
陶病院事務長	辻井 武
健康新祉課長	辻村 隆司
子育て支援課長	杉山 真紀子

傍聴人 0人

議　　事　　日　　程

5月2日（金）午前9時29分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第1号 町長の専決処分事項の報告について（綾川町税条例の一部改正）
- 第 4 議案第2号 町長の専決処分事項の報告について
（綾川町国民健康保険税条例の一部改正）
- 第 5 議案第3号 工事請負契約の締結について
（令和7年度綾川町立昭和小学校体育館空調設備工事）
- 第 6 議案第4号 工事請負契約の締結について
（令和7年度綾川町立滝宮小学校体育館空調設備工事）
- 第 7 議案第5号 工事請負契約の締結について
（令和7年度綾川町立羽床小学校体育館空調設備工事）
- 第 8 議案第6号 財産の取得について
- 第 9 議案第7号 令和7年度綾川町一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 報告第1号 寄附金の受納について

令和7年 第2回 綾川町議会臨時会

5月2日 午前9時29分開会

○議長（河野）おはようございます。

○議長（河野）開会前に、14番、福家功君より、欠席届が出ております。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第2回綾川町議会臨時会を開会いたします。

○議長（河野）それでは、これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、7番、三好東曜君、8番、十河茂広君の両名を指名いたします。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題といたします。

○議長（河野）議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○議会運営委員長（福家利）はい。

○議会運営委員長（福家利）おはようございます。ただいまより、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る、4月23日、また、本日午前9時より、常任委員会室において、当委員会を開催いたしました。委員会の開催にあたりましては、議会から議会運営委員6名と、河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、福家総務課長の出席を求め、本臨時会に付議される案件の内容について説明を受け、諸般の協議を行いましたので、その結果について、ご報告いたします。

先ず、今般の令和7年第2回臨時会に際し、提出予定議案として、説明のあったものは、専決案件2件、契約案件4件、予算案件1件及び報告案件1件であり、お手元の議案書に記載されたとおりであります。

当委員会として、緊急性の高い議案として、臨時会を開催し、上程することが適当として認めたものでございます。

次に議案審議の方法について、ご報告いたします。この後、町長より提案理由の説明を受け、上程されました議案を、所管する各常任委員会に付託することといたしました。

この間の休憩中に、当該各委員会を開催いただき、審議を経た後、本会議を再開し、各委員長報告を受け、採決の順に進めることといたしました。

したがって、今臨時会の「会期の日程」につきましては、議案件数及び内容等を考慮し、本日1日間と決定いたしました。以上が、今臨時会に関する審議の概要であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、効率よく適正かつ円滑な議会運営となりますよう、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員

会の報告といたします。

○議長（河野） 本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日間といたしたいと思います。

○議長（河野） これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長（河野） 続きまして、日程第 3、議案第 1 号「町長の専決処分事項の報告について」から、日程第 10、報告第 1 号「寄附金の受納について」までを一括議題といたします。

○議長（河野） 本件について、ただいまより提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 本日、開会いたしました第 2 回臨時会にご提案申し上げました議案 7 件、報告 1 件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 1 号及び議案第 2 号につきましては、「町長の専決処分事項の報告について」の議案であります。

議案第 1 号の「綾川町税条例の一部改正について」は、地方税法の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第 2 号の「綾川町国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第 3 号から議案第 5 号につきましては、「工事請負契約の締結について」の議案であります。

議案第 3 号は、令和 7 年度綾川町立昭和小学校体育館空調設備工事に係る指名競争入札を、去る 4 月 28 日に執行いたしました結果、株式会社フソウ 代表取締役 角尚宣氏と消費税込み 8,379 万 8,000 円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 号は、令和 7 年度綾川町立滝宮小学校体育館空調設備工事に係る指名競争入札を、去る 4 月 28 日に執行いたしました結果、三信電気水道株式会社 代表取締役 松原秀樹氏と消費税込み 6,589 万円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第

96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、令和7年度綾川町立羽床小学校体育館空調設備工事に係る指名競争入札を、去る4月28日に執行いたしました結果、株式会社カナック 代表取締役 大石橋政仁氏と消費税込み6,209万5,000円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号の「財産の取得について」は、長柄ダム再開発事業に伴う山林保全措置制度を活用して、長柄ダム周辺の山林を公有化するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第1号）について」は、綾川中学校運営充実寄附金として、匿名の方から令和7年4月1日に2,000万円の寄付を頂き、寄付者の早急に活用を望む意向もあり、施政方針でも重点課題としておりました、「ICT教育の推進」に充当するものであります。綾川中学校の全クラスに対して合計18台の電子黒板を導入する経費として2,000万円を、また、その設置に必要な施設修繕経費として100万円を増額補正するものであり、補正後の歳入歳出の総額を123億2,100万円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、報告第1号「寄附金の受納について」は、議案第7号に関連するものであります。教育費寄附金（中学校運営充実寄附金）として匿名の方より2,000万円をご寄附いただき、ありがとうございましたのでご報告申し上げます。

以上、議案7件、報告1件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）これより委員会付託を議題といたします。

○議長（河野）お諮りいたします。議案第1号から議案第7号までをそれぞれ所管する常任委員会に、付託したいと思います。

○議長（河野）これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、議案第1号から議案第7号までをそれぞれ所管する常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（河野）ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時40分

（休憩中に、総務・厚生・建設経済の各常任委員会を開催）

再開 午前 11時 4分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）これより、委員長報告を行います。委員長の報告を求めます。

○議長（河野）総務常任委員長 植田誠司君。

○総務常任委員長（植田）はい、議長。

○議長（河野）植田君。

○総務常任委員長（植田）ただいまより、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

本日、午前9時45分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員5名（欠席1名）と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また1名の傍聴議員の出席がありました。

本臨時会で当委員会に付託された案件は5件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第1号「町長の専決処分事項の報告（綾川町税条例の一部を改正する条例）について」説明を求めました。執行部より、「議案第1号は、上位法である、地方税法等の一部を改正する法律及び関係省令等が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、関係条例の一部を改正するもので、改正内容の主なものとして、個人住民税における特定親族特別控除の創設に伴う改正。軽自動車税種別割における標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正。加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例規定の新設などである。」との説明があり、「地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第3号「工事請負契約の締結（令和7年度綾川町立昭和小学校体育館空調設備工事）について」執行部に説明を求めました。執行部より、「昭和小学校体育館にガス式の空調設備、室内機8台を整備するもので、指名競争入札を執行した結果、株式会社フソウ 代表取締役 角尚宜氏と、消費税込み8,379万8,000円で5月1日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第4号「工事請負契約の締結（令和7年度綾川町立滝宮小学校体育館空調設備工事）について」執行部に説明を求めました。執行部より、「滝宮小学校体育館にガス式の空調設備、室内機6台を整備するもので、指名競争入札を執行した結果、三信電気水道株式会社 代表取締役 松原秀樹氏と、消費税込み6,589万円で5月1日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第5号「工事請負契約の締結（令和7年度綾川町立羽床小学校体育館空調設備工事）について」執行部に説明を求めました。執行部より、「羽床小学校体育館にガス式の空調設備、室内機6台の整備およびランチルームの換気設備等を改修するもので、指名競争入札を執行した結果、株式会社カナック 代表取締役 大石橋政仁氏と、消費税込み6,209万5,000円で5月1日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より、「3校のうち昭和小学校の契約金額が大きいのはガスバルクタンクの費用によるものが大きいのか」との質問があり、「ガスバルクタンクは各校1機の設置であり、体育館の面積に応じて室内機、室外機の設置台数が異なるために学校ごとに金額の差が出ている。」との答弁がありました。

委員より、「羽床小のランチルームの天井の防カビ対策として、天井内に菌として残るカビについてはどのように対応するのか。」との質問があり、「換気扇の増設で対応していく。」との答弁がありました。委員より、「カビの発生を抑えるために、天井の改修の施工方法については、設計者および施工業者と協議をしっかりとして工事を進めてほしい。」との要望がありました。

委員より、「体育館の屋根に塗る断熱塗料はどれくらいもつのか。」との質問があり、「耐用年数は6年から8年であるが、実際は10年から15年と言われている。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第7号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第1号）について」説明を求めました。

初めに、補正予算全体の説明として、執行部より、「歳入歳出それぞれ2,100万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ123億2,100万円とする。」と説明を受けました。

続いて執行部より、歳出の説明があり、学校教育課関係では、中学校の備品設置に係る教室施設改修のための修繕料として100万円と、4月1日に中学校教育振興のために寄付を受納したことによる備品購入費2,000万円の、合わせて2,100万円の増額補正である。購入備品については、ICT教育推進のため、電子黒板の導入を検討している。」との説明がありました。

続いて、歳入の主なものとして、総務課関係では、「繰入金について財政調整基金繰入金の増額補正である。」との説明がありました。また、学校教育課関係では、「寄附金について、歳出で説明した中学校教育振興のための寄附金として計上するための増額補正である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、報告第1号「寄付金の受納について」執行部に説明を求めました。執行部より、「匿名の町民から4月1日に、綾川中学校教育振興に利用していただきたいとのことで、2,000万円の寄付を受納した。」との説明がありました。

すべての審議を午前10時27分に終え、総務常任委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長 小田郁生君。

○厚生常任委員長（小田） 議長、6番、小田郁生。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

本日、5月2日午前10時31分より常任委員会室において、厚生常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、関係課長及び担当課長補佐、議会事務局長が出席し、また、1名の傍聴議員の出席がありました。

本臨時会で当委員会に付託された案件は1件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。これより審議の経過と結果をご報告いたします。

議案第2号「町長の専決処分事項の報告（綾川町国民健康保険税条例の一部改正）について」説明を求めました。

執行部より、「上位法である、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和7年4月1日より施行されることにより、綾川町国民健康保険税条例を早急に改正する必要が生じ、地方自治法の規定により専決処分を行ったため議会の承認を求めるもので、主な改正内容は、基礎課税分および後期高齢者支援金等課税額の限度額と減額措置に係る軽減判定所得の基準額をそれぞれ引き上げる改正である。」との説明がありました。

特に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

以上で厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野） 建設経済常任委員長 十河茂広君。

○建設経済常任委員長（十河） 議長。

○議長（河野） 十河君。

○建設経済常任委員長（十河） はい、十河です。

○建設経済常任委員長（十河） ただいまより、建設経済常任委員会のご報告を申し上げます。

本日、5月2日午前10時38分より、常任委員会室において建設経済常任委員会を開催いたしました。出席者は、議長を含む委員5名と、執行部より町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また1名の傍聴議員の出席がありました。

本臨時会で当委員会に付託された案件は1件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。これより審議の経過と結果を要約してご報告をいたします。

まず、議案第6号「財産の取得について」説明を求めました。執行部より、「長柄ダム再開発事業に伴う山林保全措置制度を適用し、水没する林道長柄線の一部を付替え

する代わりに、当該林道の機能の及ぶ範囲内の土地及び立木を取得補償するものである。議会の議決に付さなければならない土地の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、条例で定められており、1 件 5,000 平方メートル以上のもので、予定価格 700 万円以上のものである。本案では 4 件あり、合計で、面積は 55,821 m²、金額は 4,509 万 860 円である。」との説明がございました。

特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

すべての審議を午前 10 時 50 分に終え、建設経済常任委員会を閉会いたしました。

以上で建設経済常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野）これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野）これより、採決を行います。

○議長（河野）議案第 1 号「町長の専決処分事項の報告について」及び議案第 2 号「町長の専決処分事項の報告について」の 2 件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら 2 件を、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第 1 号及び議案第 2 号は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

○議長（河野）議案第 3 号「工事請負契約の締結について」から議案第 5 号「工事請負契約の締結について」までの 3 件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら 3 件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第 3 号から議案第 5 号の 3 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第 6 号「財産の取得について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第 7 号「令和 7 年度綾川町一般会計補正予算（第 1 号）について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）以上で、本臨時会に、付されました事件は、すべて終了をいたしました。
したがって、会議規則第 7 条の規定により、これをもって本日で閉会いたしたいと思
います。

○議長（河野）閉会することに、ご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日で閉会することに決定いたしました。

○議長（河野）これで、本日の会議を閉じます。令和7年第2回綾川町議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時22分